

# 日中サービス支援型共同生活援助の評価

## 1 趣旨

「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」は、当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められています。

刈谷市においては「刈谷市障害者自立支援協議会」(以下、「協議会」)において評価を行います。

## 2 事業報告・評価フローチャート

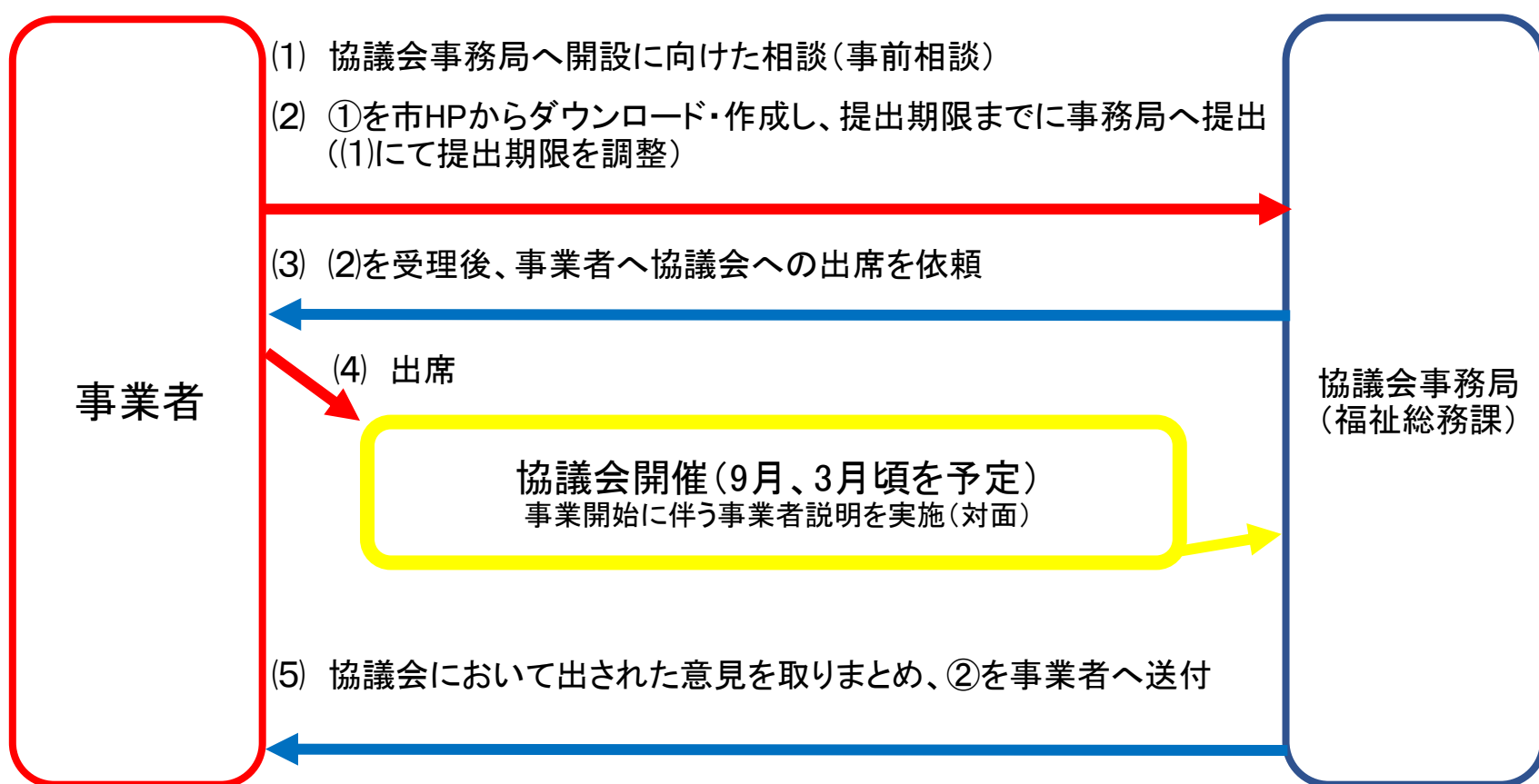
### 事業開始前

日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明し、協議会による評価を受ける必要があります。指定申請の前に必ず行ってください。これを経なければ、事業の申請はできません。

様式

① 「1-1 日中サービス支援型共同生活援助事業所の開設に係る評価、要望、助言等依頼書」

② 「1-2 日中サービス支援型共同生活援助の開設に係る意見書」



### 事業開始後

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、協議会に対し、定期的に(年1回)事業の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

様式

① 「2-1 日中サービス支援型共同生活援助の事業報告」

② 「2-2 日中サービス支援型共同生活援助事業報告・評価シート」

③ 「2-3 日中サービス支援型共同生活援助の事業報告に係る評価結果兼意見書」

